日EU・EPAの活用に向けて

2019年4月 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部欧州ロシアCIS課

本資料の第三者への提供はお断りします。また、記載内容の無断転載はご遠慮下さい。



本資料の内容

- 1. 日EU・EPAの概要
- 2. 日EU・EPAの特恵関税を適用するために



1. 日EU・EPAの概要

外務省が日EU•EPAテキストを公開(2018年7月17日)



日EU・EPA和文テキスト

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_004215.html

日EU・EPA英文テキスト

https://www.mofa.go.jp/ecm/ie/page4e_000875.html



日EU・EPA協定の全体像



同協定は以下の章及び関連する 附属書等で構成(全23章)

【ポイント】

- ①域内累積を可能とする原産地規則、②透明性・法的安定性のあるサービス・投資の自由化約束、

③ソ -	-スコードの開示要求の禁止等、先進的なルール ⇒ 日本経済や企業活動に貢献
日EU・EPAにおける章	内容
第1章 総則	本協定の目的、用語の定義、WTO協定との関係
第2章 物品の貿易	個別品目の関税撤廃、削減、その他物品貿易に関するルール
第3章 原産地規則及び原産地手続き	本協定に基づく特恵税率が適用される原産品の要件、手続
第4章 税関に係る事項及び貿易円滑化	税関手続の透明性確保、簡素化等
第5章 貿易上の救済	輸入急増の場合等における緊急措置(セーフガード、AD等)
第6章 衛生植物検疫(SPS)措置	SPS措置に係る手続の透明性向上
第7章 貿易の技術的障害(TBT)	強制規格等を導入する際の手続きの透明性向上
第8章 サービスの貿易・投資の自由化及び電子商取引	サービス貿易・投資に関する内国民待遇、電子商取引のルール
第9章 資本移動・支払及び資金の移転並びに一時的な セーフガード措置	資本の移動等に関し、原則自由な移動を確保
第10章 政府調達	WTO政府調達協定をベースとした、協定で定める調達の手続の透明性等
第11章 競争政策	反競争的行為に対する適切な措置、協力等
第12章 補助金	補助金に関する通報や協議、一部の補助金の禁止等
第13章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企 業及び指定独占企業	国有企業等の物品・サービスの購入についてのルール
第14章 知的財産	知的財産権の保護、地理的表示(GI)保護
第15章 企業統治(コーポレート・ガバナンス)	株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素
第16章 貿易及び持続可能な開発	貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野にかかる協力等
第17章 透明性	協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表等
第18章 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力	各締約国・地域内規制の透明性向上、規制にかかる協力
第19章 農業分野における協力	農産品・食品の輸出入の促進、協力
第20章 中小企業	中小企業に関する情報提供等の協力
第21章 紛争解決	協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する際の手続
第22章 制度に関する規定	本協定運用のための合同委員会設置等の体制
第23章 最終規定	効力発生、改正等に係る手続、協定の言語等

(注) 投資保護と投資紛争解決については引き続き協議 (出所) 外務省資料をもとに作成

日EU・EPAの概要



- ◆EU側は、約99%の品目の関税を撤廃。(注1、2)
- ◆日本政府試算によれば、日EU・EPAの発効により、日本の実質GDP水準は約0.99%増加(=約5.2兆円)
 (出所)内閣官房

(1)日本産品のEU市場へのアクセス(「攻め」)

EU側撤廃率:約99%(注1、2) ● ⇒ 💮



- ▶ 100%の関税撤廃を達成。
- ▶ 乗用車(現行税率10%):8年目に撤廃
- ▶ 自動車部品:貿易額で9割以上が即時撤廃

(注1)EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した 2012年のHSコードに基づくもの。2017年のHSコードに基づ くものに変換する際,数字が変わる可能性がある。

(注2)撤廃率は、品目数ベースで算出したもの。

●農林水産品等

- ▶ 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め<u>ほぼ全ての品目で関税撤廃</u>(ほとんどが即時撤廃)。
- ▶ 酒類については、日本ワインの輸入規制、単式蒸留焼酎の容器容量規制を撤廃・緩和。
- ▶ 農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。

<u>(2)EU産品の日本市場へのアクセス(「守り」)</u> 日

日本側撤廃率:約94%(注2)

(農林水産品:約82%,工業品等:100%)



● 農林水産品

▶ コメは関税削減・撤廃等の対象から除外

- ▶ 麦·乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保
- ▶ ソフト系チーズは関税割当てとし、枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた
- ▶ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保

● 工業製品

- ▶ 化学工業製品、繊維・繊維製品等:即時撤廃
- ▶ 皮革・履物(現行税率最高30%):11年目又は16年目に撤廃

EU側工業製品関税に関する合意内容概要①



http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171225008/20171225008-2.pdf

1. EU側

- 即時撤廃率:81.7%、関税撤廃率:100.0%(貿易額ベース)
- 即時撤廃率:96.3%、関税撤廃率:100.0%(品目数ベース)

2. 日本側

- ・ 即時撤廃率:96.2%、関税撤廃率:100.0%(貿易額ベース)
- 即時撤廃率:96.0%、関税撤廃率:100.0%(品目数ベース)
- ※少数点第二位を四捨五入。
- ※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「貿易額ベース」の数値については、2012年における日EU双方の輸入額に基づき計算。「品目数ベース」の数値については、2017年4月の国内細分に基づき計算。

化学

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
医薬品の原料	即時撤廃、4年目撤廃	4%~6.5%
合成樹脂の一部	即時撤廃	5%~6.5%
プラスチック製のフィルム	即時撤廃	5.7%~6.5%
印刷用・筆記具用カラーインキ	4年目撤廃、8年目撤廃	6.5%
X線用写真フィルム	即時撤廃	6.5%

<u>自動車</u>

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
乗用車	8年目撤廃	10%
トラック	8年目撤廃	3.5%~22%
バス	即時撤廃、13年目撤廃	10%~16%
トラクター	即時撤廃、13年目撤廃	3~16%
原動機付きシャシ	8年目撤廃	4.5%~19%

二輪車

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
二輪車(500cc以下)	6年目撤廃	8%
二輪車(500cc超)	4年目撤廃	6%

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート
エロナロディ制のにも / 1 2		(2017年4月時点のMFN)
乗用車用ゴム製空気タイヤ	即時撤廃	4.5%
ガスケット、ワッシャー	即時撤廃	2.5%
ガソリンエンジン	即時撤廃	2.7%~4.2%
ディーゼルエンジン	即時撤廃、4年目撤廃	2.7%~4.2%
エンジン関連部品	即時撤廃	2.7%
真空ポンプの部品	即時撤廃	2.2%
自動車用エアコン	即時撤廃	2.7%
伝動軸 (クランクシャフト)	6年目撤廃	4%
スターター	即時撤廃	3.2%
ワイパー	即時撤廃	2.7%
ECU・センサー類	即時撤廃	2.7%~2.8%
ランプ	即時撤廃	2.7%
バンパー	即時撤廃、4年目撤廃	3%~4.5%
シートベルト	即時撤廃、6 年目撤廃	3%~4.5%
ブレーキ	即時撤廃	3%~4.5%
ギヤボックス	即時撤廃	3%~4.5%
駆動軸	即時撤廃	3%~4.5%
サスペンション	即時撤廃、6 年目撤廃	3%~4.5%
マフラー(消音装置及び排気管)	即時撤廃、4年目撤廃	3%~4.5%
クラッチ	4年目撤廃	3%~4.5%
ステアリング	即時撤廃	3%~4.5%
エアバッグ	即時撤廃、4年目撤廃	3%~4.5%
ラジエーター	即時撤廃、4年目撤廃	3%~4.5%

EU工業製品関税に関する合意内容概要②



http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171225008/20171225008-2.pdf

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
毛の糸・織物	即時撤廃	2%~8%
絹の糸・織物	即時撤廃	4%~8%
化合繊の糸・織物	即時撤廃	3.8%~8%
不織布、特殊糸	即時撤廃	3.2%~12%
コーテッド織物類(工業用繊維等)	即時撤廃	4%~8%
衣料品(ジャケット、ネクタイ等)	即時撤廃	6.3%~12%
リネン類(タオル等)	即時撤廃	6.9%~12%

鉄鋼、鉄鋼製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
鉄鋼	即時撤廃	2%~7%
ステンレス鋼製の管用継手	即時撤廃	3.7%
鉄鋼製のチェーン、ばね	即時撤廃	2.7%
鉄鋼製のねじ	即時撤廃	3.7%
鉄器の一部(南部鉄器等)	即時撤廃	3.2%

非鉄金属

<u>2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2</u>		
品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
アルミニウムの箔	即時撤廃、6年目撤廃	7.5%~10%
チタンの粉、くず等	即時撤廃、6年目撤廃	5%~7%
のこぎり、ブレード	即時撤廃	1.7%~2.7%
卑金属製の手工具	即時撤廃	2.7%
ナイフ	即時撤廃、6年目撤廃	2.7%~8.5%
卑金属製の錠	即時撤廃	2.7%
自動車用の卑金属製の取付具	即時撤廃	2.7%
(蝶番及びキャスター除く)	本中 中寸 秋 / 光	2.1 /0

精密機器・楽器・光学機器 等

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
光ファイバー、光ファイバーケーブル	即時撤廃	2.9%
カメラ用レンズ	4年目撤廃	6.7%
眼鏡、サングラス	即時撤廃	2.2%~2.9%
写真用のフラッシュライト	即時撤廃	3.2%
マイクロメーター、パス、ゲージ	即時撤廃	2.7%
回転計、生産量計	6年目撤廃	1.9%
ストロボスコープ	6年目撤廃	2.6%
楽器	即時撤廃	1.7%~4%

家雷, 産業用機械

<u> </u>		
品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
ディーゼルエンジン(船舶、自動車用除く)	即時撤廃、4年目撤廃	4.2%
ガスタービン	即時撤廃、4年目撤廃	4.1%
エアコン	即時撤廃、4年目撤廃	2.2%~2.7%
横旋盤	4年目撤廃	2.7%
産業用ロボット	即時撤廃	1.7%
射出式・圧縮式のゴム・プラスチックの成形	即時撤廃	1.7%
油圧伝動装置用、空気圧伝動装置用の弁	即時撤廃	2.2%
リチウムイオン電池	即時撤廃	2.7%
カラーテレビ	6年目撤廃	14%
ベアリング	即時撤廃、6年目撤廃、	7.7%~8.0%
	8年目撤廃	7.1 /0 0.0 /0

その他

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
陶磁器	即時撤廃	5%~12%
照明	即時撤廃	2.7%~5.7%
筆記用具	即時撤廃	1.7%~3.7%
化粧筆	即時撤廃	3.7%

(出所)経済産業省「日EU経済連携協定における工業製品関税(経済産業省関連分)に 関する大枠合意結果について」

Copyright © 2019 JETRO. All rights reserved. 禁無断掲載

EU側農林水産物関税に関する合意内容概要



http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_eu/attach/pdf/index-54.pdf

〇輸出重点品目である水産物、緑茶、牛肉などを含め、ほとんどの品目^(注)で即時撤廃を獲得

品目	現行関税率	田EUEPA 譲許内容 ^(注)	輸出金額(億円) (2016年)
水産物	無税~26% (なまご調製品等)	即時撤廃	76
醤油等調味料	7.7% (醤油)	即時撤廃	57
アルコール飲料	無税~32ユ−ロ/100ℓ	即時撤廃	53
緑茶	無税~3.2%	即時撤廃	23
牛肉	12.8%+141.4~304.11-0/100kg	即時撤廃	12
花き	6.5又は8.3%(植木・盆栽・鉢もの) 8.5又は10% (切り花)	即時撤廃	7
林産物 (木材·木材製品)	無税~10%	即時撤廃	5
青果物	12.8%(かんきつ(ゆず等)) 9.5ユーロ/100kg(ながいも)	即時撤廃	0.4
豚肉※	46.7∼86.9ユ−□/100kg	即時撤廃	≅ .
鶏肉*	6.4%、18.7∼102.4ユ−□/100kg	即時撤廃	.7
鶏卵※ (粉卵等含む)	16.7∼142.3⊐−□/100kg	即時撤廃	-
牛乳・乳製品*	118.8ユーロ/100kg 等(脱脂粉乳) 189.6ユーロ/100kg 等(バター)	即時撤廃	Œ.

EU向け輸出重点品目:水産物(ほたて貝、ぶり)、牛肉、調味料、日本特有の食材(ゆず等)、コメ、緑茶、アルコール飲料、花き(注)ホタテ、アイスクリーム、一部の加糖調製品等を除く。

(出所)農林水産省「日EU・EPA大枠合意における農林水産物の概要② EUへの輸出)」

地理的表示(GI)の取り扱い(農産品①)



http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_eu/attach/pdf/index-54.pdf

〇農産品のGI産品を高い水準で相互に保護することを確認



【相互保護を行う主なGI産品】

【日本側GI(48産品)】

(肉類)

- ・神戸ビーフ(兵庫県)
- ·米沢牛(山形県)
- ·宮崎牛(宮崎県)
- ·近江牛(滋賀県)
- ·鹿児島黒牛(鹿児島県)

(水産物)

- ・下関ふく(山口県)
- ・みやぎサーモン(宮城県)

(野菜・果実)

- ・夕張メロン(北海道)
- ・十勝川西長いも(北海道)
- ·市田柿(長野県)

(加工品)

- ・西尾の抹茶(愛知県)
- ・鹿児島の壺造り黒酢 (鹿児島県)
- ·八丁味噌(愛知県)

【EU側GI (71産品)】

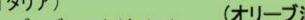
(チーズ)

- カマンベール・ド・ノルマンディ(肉製品)
- (フランス)
- ・ロックフォール(フランス)
- ・パルミジャーノ・レッジャーノ (イタリア)
- ・ゴルゴンゾーラ(イタリア)
- ・ゴーダ・ホラント(オランダ)
- ・フェタ(ギリシャ)

- ・ニュルンベルガー・ブラート
- ブルスト(ドイツ)
- ・ギフエロ(スペイン)

(オリーブ油・酢)

- ・シエラ・デ・カソルラ(スペイン)
- ・アチェート・バルサミコ・ディ
 - ・モデナ(イタリア)



(出所)農林水産省「日EU・EPA大枠合意における農林水産物の概要② EUへの輸出)」



地理的表示(GI)の取り扱い(農産品2)日本側GI48産品



地理的表示(GI)の取り扱い(酒類)



https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/pdf/chiritekihyouji.pdf

〇日EU-EPAにおける酒類の地理的表示の相互保護について

酒類GI(日本側8産品、EU側 139 産品)を相互に保護

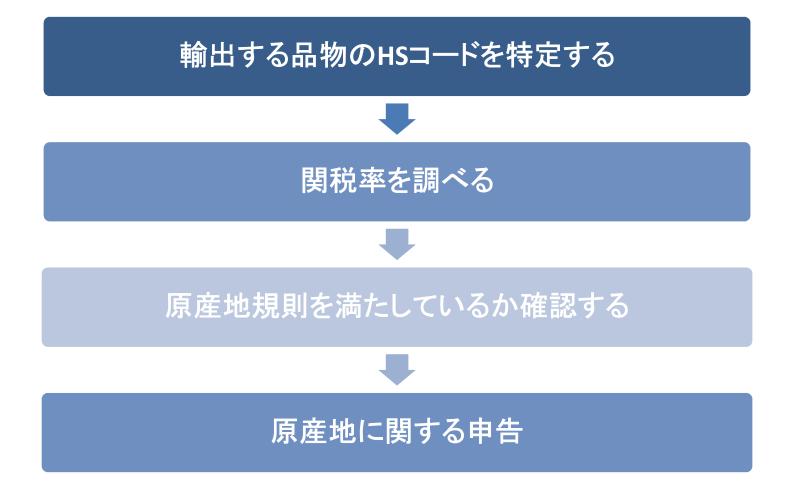
番号	名称	産地の範囲	酒類区分	(参考)翻訳の例		
1	壱岐	長崎県壱岐市	蒸留酒	Iki		
2	球磨	熊本県球磨郡及び 人吉市	蒸留酒	Kuma		
3	琉球	沖縄県	蒸留酒	Ryukyu		
4	薩摩	鹿児島県(奄美市及び 大島郡を除く。)	蒸留酒	Satsuma		
5	自山	石川県白山市	清酒	Hakusan		
6	山梨	山梨県	ぶどう酒	Yamanashi		
7	日本酒	日本国	清酒	Nihonshu/Japanese Sake		
8	山形	山形県	清酒	Yamagata		

国税庁HPより 平成30年1月「日EU・EPAにおける酒類の地理的表示の相互保護について」の表を参考に作成

日EU-EPAの特恵関税 を適用するために

日EU・EPAにおける特恵関税利用の流れ





HSコードとは



- ◆HSコード:「商品の名称及び分類についての統一システム(Harmonized Commodity Description and Coding System)に関する国際条約」に基づいて定められた輸出入の際に商品を分類するコード番号。
 HSコードの構成は以下の通り。
 - ①「類(上2桁)」 (例)第87類
 - ②「項(上4桁)」 (例)第8708項
 - ③ 「号(上6桁)」 (例)第8708.70号
 - ④「統計細分(下3桁)」(例).000
- ◆上2桁、4桁、6桁の順番に製品分類が細分化されており、上位6桁までが世界共通のコードとして利用されている。 上位7桁目以降の部分は統計細分と呼ばれ、国ごとに異なる。





EUの関税分類: CNコード/TARIC下位分類とは「JETRO

- ◆CNコードおよびTARIC下位分類: EUへの輸出に際して、商品を分類するコード番号
 EUは「合同関税品目分類表(CN: Combined Nomenclature)」と呼ばれる物品の分類表を策定している
 CNに基づく品目コード(CNコード)は、HSコード(1~6桁目)にEU独自のCN下位品目分類(7~8桁目)を加えたもの
- ◆データベース「EU統合関税率(TARIC:Integrated Tariff of the European Communities)」:
 CNに基づくEU共通関税率や、関税割当などの貿易政策による措置、関連規定などがまとめられたデータベース
 CNコードに加え、TARIC下位分類(TARIC subheadings、9~10桁目)が設定
 されており、より具体的な品目を特定した上で、原産地別の関税率など関税関連の情報を掲載している
- ◆HSコード(共通6桁部分)は5年程度に一度、改正が行われる 日EU・EPAは2017年基準(日本は2017年4月1日現在の輸入統計品目/EUは2017年1月1日現在の合同関税品目 分類)に従って、関税撤廃・削減スケジュールが定められている

<EUの関税分類:CNコード/TARIC下位分類>

8708.70.10.15

1~6桁目:HSコード(=全世界共通)

類(Chapter)上2桁:第87類

項(Heading)上4桁:第8708項

号(Subheading)上6桁:第8708.70号

7~8桁目:CN下位品目分類(CN Subheadings)

9~10桁目:TARIC下位分類(TARIC Subheadings)

CNコード/TARIC下位分類の調べ方



◆ 7<mark>析目以降のEU独自の分類を調べる</mark>…データベース「TARIC」を活用。EU独自の関税分類に加え、 当該品目の関税率も調べることができる。

URL(欧州委員会)

http://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/taric/taric_consultation.jsp?Expand=true

TARICホーム画面

TARIC Consultation





自由貿易協定(FTA)などの締結により特恵税率が適用される場合や、アンチダンピング関税が課されている場合など国ごとに特別な関税が設定されている場合には、国別の税率を参照する。

TARIC検索例(8708701015)

WTO加盟国からの輸入の際に 一般的に適用される税率 「実行最恵国(MFN)税率」

fitted with pneumatic tyres, new or retreaded, of rubber, of a kind used for buses or lorries, with a load index exceeding 121 ERGA OMNES (ERGA OMNES 1011) → Import prohibition (01-01-2010 -) R1005/09 Additional Code 4115: Goods, excluding waste, with ozone depleting substances or relying on ozone depleting substances → Restriction on entry into free circulation (01-01-2010 -) R1005/09 Additional Code 4999: Other → Import control of fluorinated greenhouse gases (01-01-2015 -) (□582) R0517/14 → Non preferential duty under end-use (01-01-2007 -): 3.00 % (EU001) R1549/06 [Show conditions] → Anti-dumping/countervailing statistic (08-05-2018 -) R1035/16 日EU・EPAによる Excluding: China (CN) 特恵関税率は → Supplementary unit import (08-05-2018 -): p/st R0109/17 「JAPAN 」を参照 Japan (JP)

D1907/18

(Show conditions)

→ Preference under end-use (01-02-2019 - 31-01-2020) : 0 % (EU001)

日EU・EPAの特恵税率の確認方法



- ◆ <u>EU側の品目別・国別関税率データベース「TARIC」では、日EU・EPA協定がまだ発効していないため、同特恵関税率が反映されて</u> <u>いない。</u>そのため、同EPAを活用した関税率を調べるには、<u>同EPAのテキストを参照する必要</u>がある
- ◆ 譲 許 表 : 個 別 品 目 の 関 税 の 撤 廃 削 減 の 方 法 や 、ス ケ ジュー ル を 定 め た 表 。日 E U E P A で は 、E U お よ び 日 本 が そ れ ぞ れ 相 手 国 地 域 か ら の 輸 入 品 に 対 し て 適 用 す る 関 税 を 定 め た 譲 許 表 を 作 成 し て い る 。譲 許 表 に は ア ル ファ ベ ッ ト と 数 字 で 、 当 該 品 目 の 関 税 の 削 減 撤 廃 が ど の よ う に 行 わ れ る か を 示 し た 「 区 分 」 (Category) が 記 載 さ れ て い る
- ◆関税の引き下げ:協定の発効日に1年目の引き下げが行われる 2回目以降の引き下げ:日本側の輸入に関しては発効日以降毎年4月1日、 EU側の輸入に関しては発効日から12ヵ月後の最初の日(発効日と同じ日付の日)

日EU・EPAのテキスト案で定められているEUの区分(Category)

区分	内容				
B3 (B5、B7、B10、	 (B3の場合)協定発効時から4回の毎年均等な関税引き下げにより、4年目に関税撤廃				
B12、B15も同型)	(D3の場合/ 励足光効時が64回の毎平均等な関忱行合下的により、4平日に関忱撤廃 				
EU10	1~7年目まで基準税率を維持。8年目から4回の毎年均等な関税引き下げにより、11年目に関税撤廃				
X	関税削減・撤廃の対象外				
R5(R7、R10も同型)	(R5の場合)協定発効時から6回の毎年均等な関税引き下げ。6年目以降は、6年目の関税率を維持				
NO (N/、NIUも同至)	基準税率からの引き下げ割合は譲許表に記載				
entry price	協定発効時に従価税部分のみ撤廃。特別税部分は維持				
S	協定発効後5年目または、それ以外の日本・EUが合意した年に、日本・EUが協定内容の見直しを行う際の対象品目				

- (注)基準税率(ベースレート)は、本協定における関税の削減・撤廃の基準値。原則として、2017年1月1日時点の最恵国(MFN)税率。
- ※譲許表(附属書二-A)で別途規定されていない限り、日本の原産品への関税は協定の発効と同時に即時撤廃される 〔一般的注釈1(附属書二-A、第一編)〕

日EU-EPA讓許表



https://www.mofa.go.jp/files/000382107.pdf

附属書二-Aの構成

第一編 一般的注釈(段階的撤廃の起点の考え方、ベースレートの基準等を規定)

第二編 EU側譲許内容 (第A節:譲許表の注釈、第B節:譲許表)

第三編 日本側譲許内容(第A~C節:譲許表の注釈、第D節:譲許表)

EU側譲許表の例(附属書2-A第二編 第B節 Schedule of the European Union)

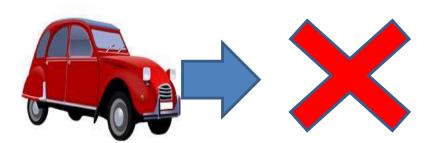
CN 2017	Description	Base rate	Category	Note	lst year	2nd year	3rd year	4th year	5th year	6th year	7th year	8th year	9th year	10th year
8703 32	Of a cylinder capacity exceeding 1,500 cm³ but not exceeding 2,500 cm³													
	New													
8703 32 11	Motor caravans	10.0 %	B7		8.8 %	7.5 %	6.3 %	5.0 %	3.8 %	2.5 %	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
8703 32 19	Other	10.0 %	B7		8.8 %	7.5 %	6.3 %	5.0 %	3.8 %	2.5 %	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
8703 32 90	Used	10.0 %	В7		8.8 %	7.5 %	6.3 %	5.0 %	3.8 %	2.5 %	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
8703 33	Of a cylinder capacity exceeding 2,500 cm ³													
	New													
8703 33 11	Motor caravans	10.0 %	B7		8.8 %	7.5 %	6.3 %	5.0 %	3.8 %	2.5 %	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
8703 33 19	Other	10.0 %	B7		8.8 %	7.5 %	6.3 %	5.0 %	3.8 %	2.5 %	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
8703 33 90	Used	10.0 %	В7		8.8 %	7.5 %	6.3 %	5.0 %	3.8 %	2.5 %	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %

原産地規則(Rules of origin)とは



- ◆ 原産地規則とは、輸出入される貨物が日EU・EPAの原産品として認められるための要件。
- ◆ 日本又はEUで完全に生産された産品や、日本又はEU外から輸入した材料を使用して生産された産品であって、品目ごとに 定められた、日本又はEU内における「付加価値」や「加工度」等に係る基準(品目別原産地規則(PSR:Product-Specific Rules of Origin))を満たした「原産品(originating product)」が、日EU・EPAによる関税撤廃・削減の対象となる。
- ◆ 原産地規則には、日本およびEU以外の国で生産された産品が、不当に日EU・EPAによる特恵税率の恩恵を受けることを防ぐ 意味合いもある(迂回防止)。

日本又はEU外で 生産された産品



日本またはEU域内で生産されていない 産品(「非原産品」)は特恵税率の対象外。

日EU·EPA 締約国内





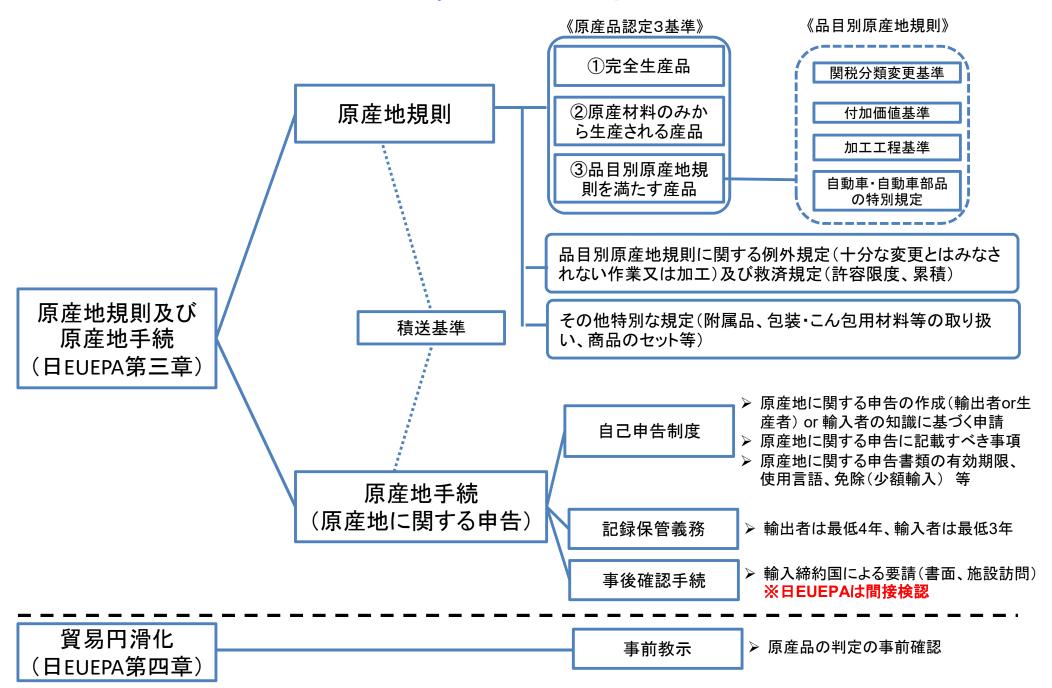
日本又はEU内生産品



日本又はEU内で生産され、かつ、一定の「付加価値」が付いた等の要件を満たした 産品(「原産品」)は特恵税率の対象となる。

原産地規則の全体像

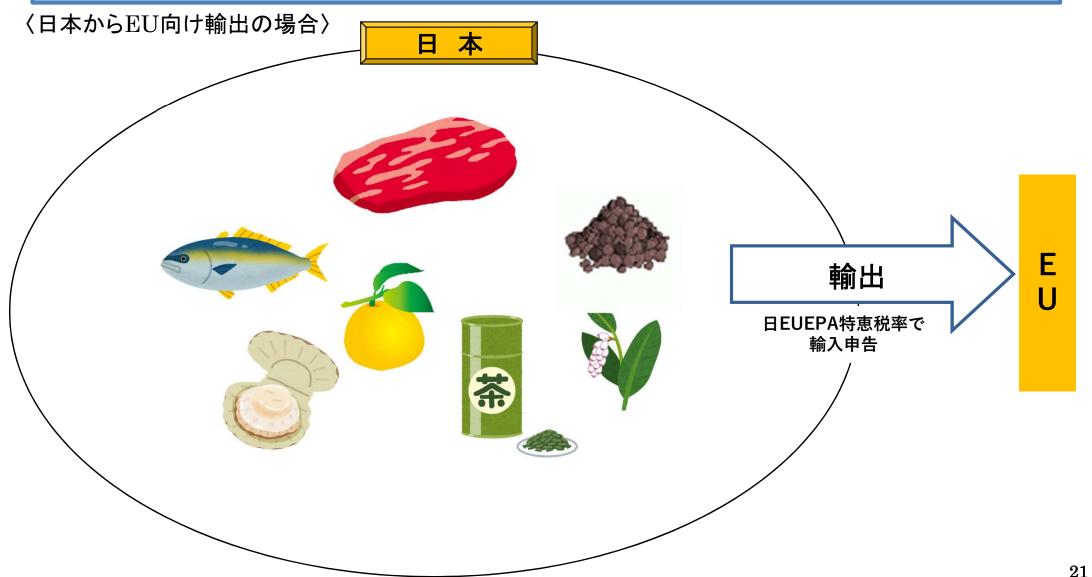






日EU・EPAにおける原産性の判断基準 ①完全生産品

- ▶ 日本国内(EU原産の場合はEU域内)で完全に得られ、または生産される産品は、原産品となる。
- ▶具体的には農水産品(動植物・魚介類等)、鉱物資源など。

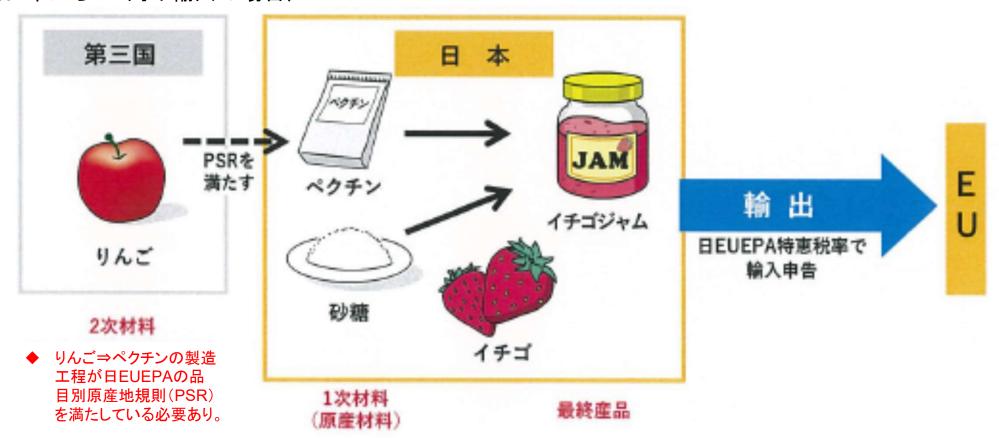




日EU・EPAにおける原産性の判断基準 ②原産材料のみから生産される産品

- ◆ 日本国内(EU原産の場合はEU域内)の原産材料のみから生産される産品のこと。
- ◆ 完全生産品との違いは、産品の材料の材料(2次材料)に第三国のものを含み、それを使用して 日本で1次材料(原産材料)へと加工し、生産する点。

〈日本からEU向け輸出の場合〉





日EU・EPAにおける原産性の判断基準 ③品目別原産地規則(PSR)を満たす産品

- ◆ 非原産材料を使用していても、日本もしくはEU域内における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を 日EUEPAにおける原産品と認めるもの。
- ◆ PSRでは、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が規定されている。

〈日本からEU向け輸出の場合〉

PSRを満たす産品のイメージ





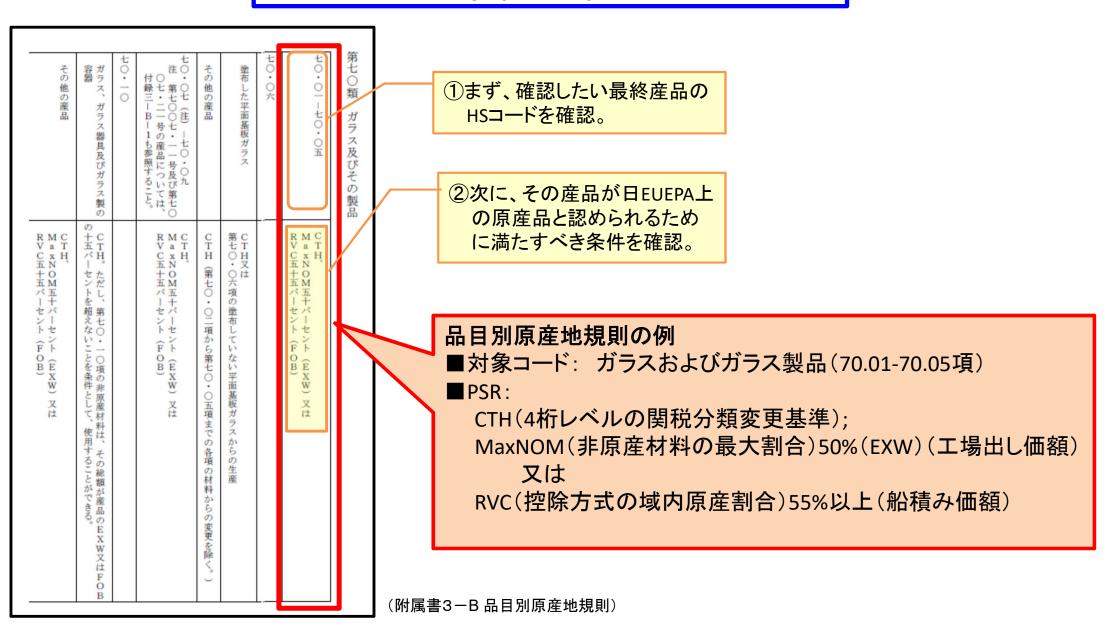
【PSRの3類型】

- ①関税分類変更基準:すべての非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類(HSコード)の変更があること。
- ②付加価値基準: 非原産材料に一定以上の付加価値を付加すること。
- ③加工工程基準: 非原産材料に特定の加工(例: 化学品の化学反応) がなされること。

日EU・EPAにおける品目別原産地規則(PSR)例



https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382068.pdf

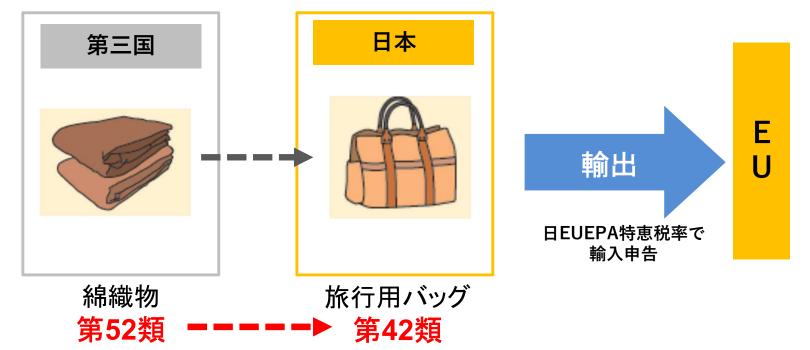




PSRの原産性判定方法① ~関税分類変更基準~

- ◆すべての非原産材料の関税分類(HSコード)と最終産品のHSコードの間に特定の変更がある場合に、原産性を認めるのに十分な加工が国内でなされたとして原産品と認める基準。
- ◆ 求められるHSコード変更の桁数のレベルは3種類。
 - ①「CC」(Chapter、「類」)の変更という場合は上2桁での変更。
 - ②「CTH」(Heading、「項」)の変更という場合は上4桁での変更。
 - ③「CTSH」(Subheading、「号」)の変更という場合は上6桁での変更。

〈CC(類の変更)のイメージ〉 ※42.02項(旅行用バッグ)のPSR: CC(2桁レベルの関税分類変更)



PSRの原産性判定方法② ~付加価値基準~



- ◆ 日本で付加された価値により原産性を証明する方法。
- ◆ 原産性を認めるのに十分な付加価値が日本国内で付加された場合に、原産品と認める基準。

<PSRの記載例>・日EU・EPAでは、品目別原産地規則(PSR)で定める原産地規則の付加価値基準について、日本の従来
ハ のFTA/EPAで採用されている控除方式の域内原産割合(RVC)と、非原産材料の最大使用割合(MaxNOM)
に基づく方式(MaxNOM)の2つの計算方式を採用。事業者が、より有利な方式を選択できる仕組みを採用。

計算方式A 控除方式の域内原産割合(RVC)

(産品の本船渡しの価額(FOB) – 非原産材料の価額(VNM))

産品の本船渡しの価額(FOB)

計算方式B 非原産材料の最大割合(MaxNOM)

非原産材料の価額(VNM)

本100 ≦ 閾値

産品の工場出し価額(EXW)

原産品

・RVCでは船積み価額(FOB)、MaxNOMについては工場出し価額(EXW)で算出。輸出国内での 運送費分についてFOBの方が高くなることから、一律5%の閾値の差が設けられている。

八

0

六 大 M O N

パ四

FOB

又は



PSRの原産性判定方法③ ~加工工程基準~

非原産材料に対し、日本又はEU域内で品目別原産地規則(PSR)で定める特定の加工がおこなわれたことをもって原産品と認める基準。化学品や繊維製品などのPSRで採用されている。

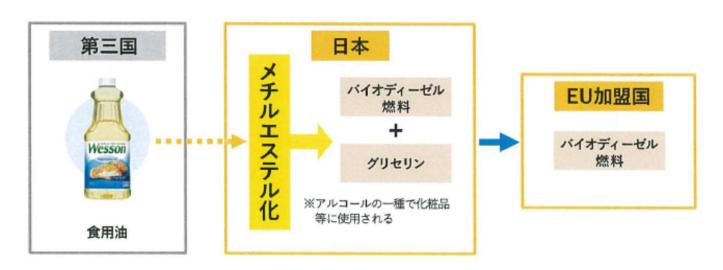
【化学品の加工工程基準の例】

下図の例では、材料である食用油を第三国より輸入し、日本においてメタノールを加えてバイオディーゼル燃料を製造している。

この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応(エステル化反応)が施されていることから、バイオディーゼル燃料は加工工程基準(この例の場合、エステル化を経ていること)を満たし、日本の原産品と認められる。

(参考)バイオディーゼル(HS3824.99)のPSR):

「生産においてエステル交換反応、エステル化又は水素化処理によってバイオディーゼルが得られること」





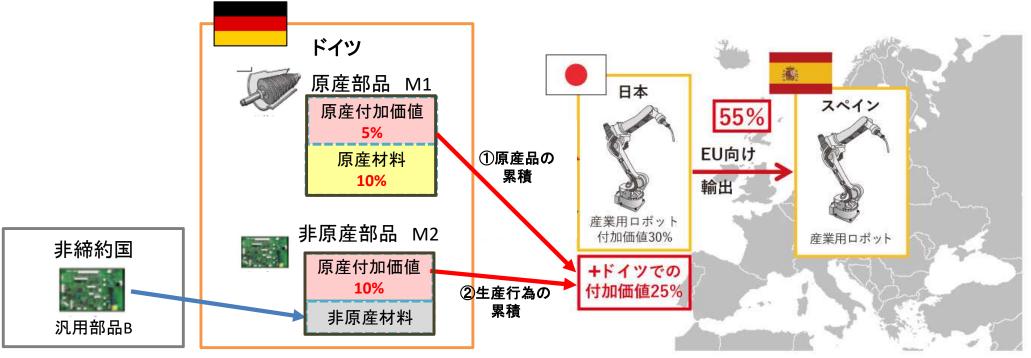
品目別原産地規則に関する救済規定~累積~

● 日EU・EPAでは、原産品の累積と生産行為の累積の両方が利用可能 (第3.5条)

一方の締約国で得られた原産品を、他方の締約国においても原産品とみなすことが出来る(原産品の累積)。また、一方の締約国における付加価値・加工工程を、他方の締約国の生産行為とみなすことが出来る(生産行為の累積)。

例えば、日本で生産する産業用ロボットにドイツのメーカーから輸入した部品M1、M2を組み込んでEU向けに輸出する場合、①ドイツ原産の材料のみならず、②ドイツで行われた加工工程も含めて、EU向けに輸出する産業用ロボットを日本原産と見なすための付加価値にカウントすることが可能。

<産業用ロボット(HS8479.50)の例>※PSRはRVC(域内原産割合)で55%以上



品目別原産地規則を満たさない場合の救済規定



~許容限度(デミニマス)~

- ◆ 繊維以外(第1類~49類、および第64類~97類)(第3.6条第1項(a))
- デミニマス/デミニミスとは日本語では「僅少の非原産材料」と訳されるが、輸出産品 (繊維以外)の取引価額の10%以下の非原産材料であれば、ごく僅かな非原産材料 として無視できるというルール。日EU・EPAでは、「許容限度」という名称で第3.6条に 規定。
- ▶ 本ルールは、関税番号変更基準を用いる際での利用を想定。
- ◆繊維製品(第50~63類)(附属書3-A注釈7 2)
- ➤ PSRに規定された原産地規則を満たさない非原産材料でも、以下の二つの要件を満たす場合は無視できる。
 - (a)産品が二以上の基本的な紡織用繊維(注)を含むこと。
 - (b) 非原産である基本的な紡織用繊維の重量の合計が生産において使用されるすべての基本的な紡織用繊維の<u>総重量の10%を超えないこと</u>。
 - (注)「基本的な紡織用繊維」の定義は附属書3-A 注釈7 1に規定あり
- ▶ その他、特定の産品、または材料について、複数の異なる規定がある。

その他特別な規定



~附属品等、小売用又は輸送用の包装・こん包用材料及び容器の扱い~

- ◆ PSRのうち、付加価値基準を選択した場合、産品とともに取引される附属品・予備部品・工具・マニュアル※や小売用のこん包材、容器の価額は域内原産割合(RVC)の計算に加える必要がある。
 - ※附属品・予備部品・工具・マニュアルの要件は、以下のとおり定められている
 - ① 産品本体と共に納品され、インボイス(仕入書)が産品と別立てにされていない場合
 - ② 附属品等の種類や数量および価額が、当該産品が通常販売される上で慣習的(常識的)な範囲であること(極端に高価な附属品が入っていると慣習的とみなされない)

	地規則 の判定の際に考慮する しない	附属品・予備部品・ 工具・マニュアル	こん包材・容器 (小売用)	こん包材・容器 (輸送用)
完全生産品、原産材料の	のみから生産される産品	×	×	×
	関税分類変更基準	×	×	×
品目別原産地規則 (PSR)を満たす産品	付加価値基準	Ο	0	×
い。いってがられてアル王間	加工工程基準	×	×	×

例

(リングケース 非原産品:500円)

銀の指輪

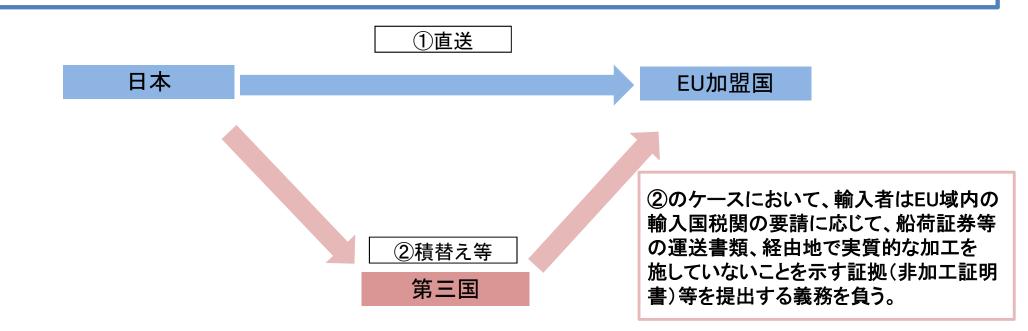
(HS:7113.11) 10万円(うち、非原産 材料5.000円) <事例:銀の指輪>

- ◆ 製品価額を10万500円
- ◆ HS7113.11の品目別原産地規則(PSR)
- ①付加価値基準:域内原産割合(RVC)55%以上 (105,000-(5,000+500)) / 105,000×100 =94.5% → 原産品とみとめられる。
- ②関税分類変更基準: CTH(4桁レベルの変更) こん包容器の関税分類変更は考慮しなくても良い。

変更の禁止



- ◆ 原産地規則を満たす産品をEU加盟国向けに輸出する場合、第三国を経由せずに直接輸送 (①)すれば、原産性が維持される。
- ◆ 第三国を経由する場合(②)でも、経由先で実質的な加工を加えず、当該産品が経由先で 第三国税関の管理下にあれば、原産性は失われない。(第3.10条)



経由先で許容される作業:

- ■産品の蔵置又は展示(第三国において税関の監視のもとに置かれている場合)
- ■輸出者(又はその責任)による貨物の分割(第三国において税関の監視のもとに置かれている場合)
- ■輸入先のEU加盟国から要求されるマーク、ラベル等の書類添付、又は施す工程
- ■原産品を良好な状態で保存するため又は輸送に必要なその他の作業

EUの事前教示制度:BTIとBOI



関税品目分類に関する事前教示制度:「拘束的関税分類情報(Binding Tariff Information: BTI)」

- ◆ある産品がどの品目コードに分類されるかについて、事業者からの書面による要請に対して当局が書面で回答。 輸出する品物がどのCNコード/TARIC下位分類に分類されるかを最終的に判断するのは、輸入国の税関
- ◆発行済みで有効なBTIについては専用データベースで閲覧可能(右下図)。

異なる加盟国の当局に対してでも、同一製品に対し複数のBTI取得申請をすることは違法。

原産地規則に関する事前教示制度:「拘束的原産情報(binding origin information: BOI)」

- ◆ある産品が原産性を満たしているか否かについて、事業者からの要請に対して当局が書面で回答。
- 申請に必要な情報はガイダンスに案内があるが、共通のフォーマットは特に用意されておらず、申請方法(電子申請もしくは) 郵送による申請か等)は各国当局に委ねられている。

<BOIガイダンス>

https://ec.europa.eu/taxation customs/sites/taxation/files/guidance boi en.pdf

<各加盟国のBOI申請先>

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017XC0128(05)&gid=1499417856189&from=EN

<輸出品のBTI、BOI取得方法>

●申請フォームに記入し、法律上拠点のあるEU加盟国または輸出入を行おうとしているEU加盟国の税関当局に郵送 する申請にあたっては、EUの事業者登録・識別(EORI)システムでEORI番号を取得している必要がある。

BTIの申請は、製品の種類ごとに個別に行わなければならない。

【費用】原則無料で発行。

【所要日数】申請受諾日から原則最長120日以内に発行。

【有効期間】発行したEU加盟国がどの加盟国であっても、EUの 全加盟国において原則3年間有効。その決定の効力開始

日より後に、通関手続きが完了した産品にのみ使用できる

【電子化】EUは2016年5月1日から通関業務の電子化を進めている。 新システムへの移行期間(2019年12月末までを予定)は、 BTIの申請・決定は、電子データ以外を使用することが 認められている。移行期間終了後は、BTIの申請や決定 受領は電子上で行われる予定

TAXATION AND CUSTOMS UNION

European Binding Tariff Information (EBTI)

This website provides access to Binding Tariff Information (BTI).

For more information about BTI, click here.

For information about an existing BTI, you may want to contact the customs administration of the Member State which issued it. However, remember that, according to the provisions for data protection, there are limitations as to the information an administration can provide.

If you need a BTI for your product, fill in an application form and send it to the relevant customs administration.

(出所)欧州委員会、BTI専用データベース

日本が締結したEPAにおける原産地証明制度



第三者証明制度

経済産業大臣が指定した指定発給機関が原産地証明書を 発給する制度

認定輸出者自己証明制度

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地証 明書を作成する制度

自己申告制度(自己証明制度)



日EU

生産者もしくは輸出者、輸入者が、自ら原産性を満たしていることを申告する制度。(国による認定は不要)

◆日EUEPAの関税上の特恵待遇を要求するための方法 税関への輸入申告時に、輸入者が以下書類を提出する 形で行う。

申請方法は以下の2パターン:

- (1)「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に 基づく申請(第3.16条第2項(a))、もしくは
- (2)「輸入者の知識」に基づく申請(第3.16条第2項(b))

【日本のEPA/FTAにおける証明制度】

EPA/FTA	発効時期 (未発効の場合、 署名時期)	第三者証明 制度	認定輸出者 自己証明制度	自己申告制度 (自己証明制度)
日シンガポール	2002年11月	0	-	-
日メキシコ	2005年4月	0	0	-
日マレーシア	2006年7月	0	-	-
日チリ	2007年9月	0	-	-
日タイ	2007年11月	0	-	-
日インドネシア	2008年7月	0	-	-
日ブルネイ	2008年7月	0	-	-
日ASEAN	2008年12月	0	-	-
日フィリピン	2008年12月	0	-	-
日スイス	2009年9月	0	0	-
日ベトナム	2009年10月	0	-	-
日インド	2011年8月	0	-	-
日ペルー	2012年3月	0	0	-
日オーストラリア	2015年1月	0	-	0
日モンゴル	2016年6月	0	-	-
CPTPP (TPP11)	2018年12月	-	-	0
日EU	2019年2月	-	-	0



原產地証明制度~自己申告制度①~

- ◆輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となる<u>自己申告制度</u>を採用。
- ◆<u>税関への輸入申告時に、輸入者が以下書類を提出する形で行う。</u>
- ◆協定に定めのない具体的な書類の作成方法等は、輸入国側の運用に合わせた対応が必要。
- ◆<u>特恵待遇の付与の承認/否認は、最終的に輸入国税関が判断。</u>
- ◆EPA特恵申請を行う際、原産地規則を満たすことの補足説明を輸入国税関から求められた場合、輸入者が提供可能な範囲で対応する必要(第3.16条第3項)。

日EUEPAの関税上の特恵待遇を受けるための方法

- (1)「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請(第3.16条第2項(a)) 【必要書類】
 - ①輸出者が作成した原産地に関する申告(インボイスその他の商業書類へ次スライドの文言を記載) (英語含む24か国語で作成可。現地語への翻訳も不要。)
 - ②(必要に応じて)原産品であることを説明する根拠書類
- (2)「輸入者の知識」(Importer's knowledge) に基づく申請(第3.16条第2項(b)) 輸入者が、輸出者に代わり自身で産品の原産性を証明できることを前提として行う申請。 EUへの輸入(日本からの輸出)の際に「輸入者の知識」に基づく申請を行う場合の具体的な 手続きは、欧州委員会公表のガイダンス(43ページ参照)を参照。

原產地証明制度~自己申告制度②~



原産地に関する申告文 日本語 (附属書3-D)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382072.pdf

(期間:からからまで (注1))
この文書の対象となる産品の輸出者(輸出者参照番号(注2))は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地(注3)が特恵に係る原産地であることを申告する。 (用いられた原産性の基準(注4))
 (場所及び日付) (注5)
 (輸出者の氏名又は名称(活字体によるもの))
••••••

- 注1 原産地申告が同一の産品に関する複数回の輸送のために使用される場合には、申告適用期間を記入する。当該期間は12ヵ月を超えてはならない。 すべての輸入は、申告書に記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、記入欄は空欄のままで良い。
- 注2 輸出者が特定される参照番号を記入する。EUの輸出者であれば、EUの法規制に整合する形で登録された番号となり、日本の輸出者であれば、日本の法人番号となる。輸出者が登録番号を有しない場合には、記入欄は空欄のままで良い。
- 注3 産品の原産地、EUもしくは日本のいずれかを記入する。
- 注4 場合によって、以下のうち一つまたはそれ以上のコードを記入する。
 - 「A」・・第3.2条第1項(a)で言及する産品(すなわち完全生産品)の場合
 - 「B」・・第3.2条第1項(b)で言及する産品(すなわち原産材料のみから生産される産品)の場合
 - 「C」・・第3.2条第1項(c)で言及する産品(すなわち品目別原産地規則を満たす産品)の場合。また加えて、以下の品目別要件のうち実際に適用されるタイプの番号を添えること
 - 「1」関税番号変更基準
 - 「2」非原産材料の最大価額もしくは域内原産材料の最小価額基準
 - 「3」加工工程基準
 - 「4」附属書3-B-1第三節(すなわち、特定の部品に関連する生産工程を通じた自動車の品目別原産地規則)の規定を適用する場合
 - 「D」・・第3.5条に規定する累積
 - 「E」・第3.6条に規定する許容範囲(Tolerances)
- 注5 場所および日付は、当該情報が(申告文を記載する)文書自体に含まれる場合、省略できる。



原産地証明制度 ~EUにおける原産地手続ガイダンス~

◆欧州委員会税制・関税同盟総局(TAXUD)が、日EU・EPAの原産地手続きの運用にかかるガイダンスを公表。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/international-affairs/international-customs-cooperation-mutual-administrative-assistance-agreements/japan_en

2019年1月9日付で公表されたガイダンス

- ✓「同一の産品の複数回の輸送のため の原産地に関する申告」
- ✓「輸入者の知識」
- ✓「秘密の取り扱い」
- ✓「申告、確認および特恵の否認」

Version 1 Date: 09JAN19

EU-Japan EPA Guidance Statement on Origin for multiple shipments of identical products

1. Legal basis

Chapter 3: Rules of Origin and Origin Procedures

ARTICLE 3.17

- 1.
- 2. A statement on origin shall be made out using one of the linguistic versions of the text set out in Annex 3-D on an invoice or on any other commercial document that describes the originating product in sufficient detail to enable its identification. The importing Party shall not require the importer to submit a translation of the statement on origin.
- 3. --
- A statement on origin shall be valid for 12 months from the date it was made out.
- A statement on origin may apply to:
- (a) a single shipment of one or more products into a Party; or
- (b) multiple shipments of identical products within any period specified in the statement on origin not exceeding 12 months.

記録保管義務と有効期限



- 記録の保管義務
 - **輸入者・・<u>産品を輸入した日から最低3年間。</u>輸出者が作成する原産地に関する申告に基づく申請の場合、** 輸入国税関から求められた際には、原産地に関する申告書のコピーを提出しなければならない。
 - 輸出者・・原産地申告を作成した日から最低4年間

保管すべき書類は、特恵関税適用申請の方法によって異なる点に注意。

4	特恵関税適用の申請方法	<mark>輸入者</mark> が保管義務を負う書類 (輸入時から最低3年間)	輸出者が保管義務を負う書類 (申告作成日から最低4年間)
А	輸出者または生産者による 自己申告の場合	輸出者が作成した原産地に関する申告 (第3.19条第1項(a))	原産地に関する申告の写しおよび産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録(第3.19条第2項)
В	輸入者の知識に基づく申告 の場合	産品が原産品としての資格を得るための要件 を満たすことを 示す全ての記録(同項(b))	_

- ·原産地に関する申告の有効期限: 作成から12ヵ月間(第3.17条第4項)
- ·原産地に関する申告の適用(第3.17条第5項)
 - (a)日本もしくはEU域内に輸出される一又は二以上の産品の一回限りの輸送
 - (b)日本もしくはEU域内に輸出される同一の産品の二回以上の輸送 (原産地に関する申告に記載する12ヵ月を超えない期間内に行われるもの)
 - →EU向けの輸出で複数回利用したい場合、仕向け地はEU域内で必ずしも同一の国でなくても良い

日EU・EPAにおける検認の流れ



・日本からEU向けに輸出した産品の原産性に疑義がある場合、EU加盟国税関は輸入者もしくは輸出 国(日本)税関に照会。日本の輸出者は日本税関からの問い合わせに対応すればよい

輸入国税関







①初回の情報要請(輸入者にのみ要請可能)(第3. 21条第1項)

要請できる情報 (第三・二十一条第2項)

- 原産地申告書(輸出者による原産地申告の場合)
- ・産品の関税分類番号および原産性の判定に用いた基準

- ・回答がない場合
- ・輸入者の知識に基 づく申告の場合で あって、原産性を 確認するための 十分な情報がそろ わない場合

輸入国税関は、 否認できる

(第3.24条第1項)

②特恵待遇の要求が輸入 者の知識に基づく場合の 追加確認

(第3.21条第5項)

要請できる情報(②、③共通)

・必要な追加情報に加えて、特定の文 書または情報を要求できる

(第3.21条第5項、 第3. 22条第2項)

▶3ヵ月以内に回答

③特恵待遇の要求が輸出者・ 生産者の作成する原産地申告 書に基づく場合の追加確認

(輸入時から2年以内)

4訪問・情報収

集による確認 (第3. 22条第3項)

(第3.22条第2項)

輸出者 輸出国税関

- ・回答がない場合
- •原産性を確認する ための十分な情報 がそろわない場合

特恵待遇を 否認できる

(第3.24条第1項)



輸入者

10ヵ月以内に回答

- ・要請のあった資料及び情報
- ・産品の原産性に関する輸出国税関の意見 等

(第3.22条第4項)

ジェトロの日EU・EPA特集ページのご紹介



https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/

特集

日EU経済連携協定(EPA)について



日EU・EPAは2017年12月8日に交渉妥結、2018年7月17日に署名に至りました。EUは日本にとって、輸出の約11%、輸入の約12%を占める重要な貿易相手です。投資関係で見ても、EUは米国に次ぐ第2位の投資先、かつ、第1位の投資元であり、日本とEUは貿易投資に関して緊密な関係を築いています。日EU・EPAにより、相互の企業にとってよりよいビジネス環境が整備され、積極的に活用することで日本企業にとってビジネスチャンスの拡大が期待されます。

本ページでは、日EU・EPAに関する情報を随時提供していきます。



日EU・EPA解説書:日EU・EPAの特恵関税の活用について

日EU・EPA特恵関税率の調べ方、関税削減メリットを得るために必要な原産地規則の読み方や基本的な手続きなどを解説しています。

· 全文► (9.0MB)

このページのコンテンツ

- ▼最新ニュース ▼日EU・EPA協定テキスト ▼ 政府公表資料 ▼日EU・EPAの活用について
- ▼欧州ビジネスに関するジェトロの個別支援サービス ▼日本企業の欧州ビジネス事例 ▼ その他参考情報



ジェトロが日EU・EPA解説書を作成(1月31日)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa.pdf

日EU・EPA特恵関税率の調べ方、関税削減メリットを得るために必要な原産地規則の読み方や基本的な手続きなどを一冊にまとめて解説。経済産業省からの委託を受け作成。





JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)



ご清聴ありがとうございました。



- ・ジェトロの情報発信WEBのご紹介
- → https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/ (日EU・EPA関連情報のページ)
- →https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa.pdf (日EU・EPA解説書のページ)
- → https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2018/0501/
 (地域・分析レポート特集「欧州市場に挑むー中堅・中小企業等の欧州ビジネス事例から」)
- → https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/ (EU情報のページ)
- → https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/31da2020af937c23.html (2018年度欧州進出日系企業実態調査レポートのページ)
- → https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/ (英国のEU離脱に関する情報のページ)
- → http://www.jetro.go.jp/biznews/ (海外ビジネス情報:ビジネス短信)
- → https://www.jetro.go.jp/world/europe/eurotrend.html

(メルマガ:ユーロトレンド配信登録)(無料)

ご質問・ご意見は以下までお願いします

ジェトロ 海外調査部 欧州ロシアCIS課 ORD@jetro.go.jp

<免責条項>

本講演で提供している情報は、ご利用される方のご判断・ご責任においてご利用ください。 ジェトロではできる限り正確な情報提供を心がけておりますが、万が一、本講演で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを 被る事態が生じたとしても、ジェトロで一切の責任を負いかねますのでご了承ください。